

FAQ 質問目次

- Q1 「労災支給決定等情報提供サービス」は、どのようなサービスでしょうか。
- Q2 「労災支給決定等情報提供サービス」を利用できるのは、どのような人でしょうか。
- Q3 労災保険給付を受給していますが、「労災支給決定等情報提供サービス」の利用対象者の要件である「期間」「業務」に該当するか分かりません。本サービスを利用することは可能でしょうか。
- Q4 「労災支給決定等情報提供サービス」の利用申請には、何が必要ですか。また、どのように申請すればよいですか。
- Q5 「労災支給決定等情報提供サービス」を利用すると、どのような情報が提供されますか。また、どのようなメリットがありますか。
- Q6 「労災支給決定等情報提供サービス」の利用申請をすれば、必ず労災認定等情報が送付されてくるのでしょうか。
- Q7 「労災支給決定等情報提供サービス」の利用申請をしてから、情報が送られてくるまでどれくらいの期間がかかりますか。
- Q8 「労災支給決定等情報提供サービス」の利用料はかかるのでしょうか。
- Q9 給付金の請求には「労災支給決定等情報提供サービス」を必ず利用する必要があるのでしょうか。
- Q10 給付金を今すぐ請求したいと考えているが、請求は可能でしょうか。
- Q11 建設アスベスト給付金の請求書類等の配布や給付金の請求の受付開始はいつからですか。
- Q12 「労災支給決定等情報提供サービス」には受付期限はありますか。
- Q13 「労災支給決定等情報提供サービス」に関する問い合わせは、どこに行えばよいですか。

以上

FAQ

Q1 「労災支給決定等情報提供サービス」は、どのようなサービスでしょうか。

A 「労災支給決定等情報提供サービス」は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号。以下「建設アスベスト給付金法」という。）に基づく給付金(以下「建設アスベスト給付金」という。)の支給を受けようとする方に対して、その方からの申請に基づき、当該給付金の請求を行う上で必要となる過去の石綿にかかる労災給付の情報の提供を行うものです。サービス利用の費用は無料です（申請書を送付いただく費用（郵便代金）はご負担いただきます）。

このサービスを利用することにより、建設アスベスト給付金の請求に必要な情報を簡単に把握することができ、請求書の記載に利用することができます。

※また、現在、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則案のパブリックコメントを実施しており、その結果次第では、請求書の添付資料の省略も可能となります。

Q2 「労災支給決定等情報提供サービス」を利用できるのは、どのような人でしょうか。

A 「労災支給決定等情報提供サービス」を利用することができる方は、建設アスベスト給付金の請求を行う予定がある方で、次の（1）及び（2）のいずれにも当てはまる建設アスベストの被災者またはその被災者の遺族の方になります。なお、社会保険労務士など代理人による申請も可能です(詳しくはQ4を参照してください。)

(1) 被災者の方が日本国内において行われる石綿にさらされる建設業務のうち、

・昭和47年10月1日から昭和50年9月30日までの間に石綿吹付け作業に係る建設業務、

又は

・昭和50年10月1日から平成16年9月30日までの間に屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

に従事していたこと（建設アスベスト給付金法第2条第1項の特定石綿ばく露建設業務に従事していたこと）。

(2) 石綿関連疾病（中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺（じん肺管理区分が管理2、管理3若しくは管理4又はこれらに相当するもの）又は良性石綿胸水）により、労災保険給付（通勤災害及び二次健康診断等給付に係るものを除く。以下同じ。）の支給決定又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）に係る特別遺族給付金の支給決定を受けていること。

Q3 労災保険給付を受給していますが、「労災支給決定等情報提供サービス」の利用対象者の要件である「期間」「業務」に該当するか分かりません。本サービスを利用することは可能でしょうか。

A もし利用対象者の要件である「期間」「業務」に該当するか分からなければ、石綿関連疾病により労災保険給付を受給しているのであれば本サービスの申請をしていただいても構いません。現に提供するデータがある場合は、「期間」「業務」について非該当であることも含め、情報を提供いたします。

Q4 「労災支給決定等情報提供サービス」の利用申請には、何が必要ですか。また、どのように申請すればよいですか。

A 「労災支給決定等情報提供サービス」を利用される方は、労災支給決定等情報提供サービス申請書（※申請書の様式は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kensetsu_kyufukin.htm）からダウンロードすることができます。）に所定の記入をいただいた上で、申請書に併せて、本人確認等のため、下記の表の本人確認書類等を下記の宛先まで簡易書留、レターパックなど、配達状況や到着の確認ができる郵送方法により送付してください。（郵送以外の受付

はしておりません。)

送付先：〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省労働基準局労災管理課 建設アスベスト給付金担当 あて

【申請において必要となる本人確認書類及び申請資格確認書類】

	必要となる書類
(1)被災者本人による申請	<ul style="list-style-type: none">○ 申請者本人の氏名及び現住所（または居所）が記載された運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の本人確認書類を複写機により複写したものの +住民票の写し（申請の前30日以内に作成されたものに限りです。）○ 健康保険の被保険者証の複写を提出する場合には、「記号」、「番号」、「保険者番号」及び（表示がある場合には）「QRコード」にマスキング（塗りつぶす等）を行った上で提出して下さい。○ 個人番号カードの複写を提出する場合には、裏面（個人番号の記載面）は提出しないで下さい。○ 住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物は認められません。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、個人番号に黒マスキングをした上で提出して下さい。
(2)被災者の遺族による申請	<ul style="list-style-type: none">○ (1)に掲げる書類+ 亡くなられた被災者の遺族であることが分かる資料（被災者とご遺族の関係が分かる戸籍謄本など）

	<p>※ 申請者（本人）が被災者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者である場合には、住民票（続柄に「妻（未婚）」等と表示されているもの）、民生委員発行の事実婚証明書などの当該事実が確認できる資料及び死亡の事実が確認できる書類（死亡診断書または死体検案書もしくは検視調書記載事項についての市町村長の証明書）を提出して下さい。</p>
<p>(3)法定代理人による申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類 + 戸籍謄本等（未成年者）、登記事項証明書（成年被後見人）等、法定代理人であることを証明する書類（申請の前30日以内に作成されたものに限ります。） ○ 被代理人が被災者の遺族の場合には、亡くなられた被災者の遺族であることが分かる資料（被災者とご遺族の関係が分かる戸籍謄本など）も併せて提出してください。 ○ 戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市区町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。
<p>(4)任意代理人による申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 任意代理人自身に係る(1)掲げる書類 + 委任状（申請の前30日以内に作成されたものに限ります。） + 委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（申請の前30日以内に作成されたものに限ります。）又は委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し ○ 被代理人が被災者の遺族の場合には、亡くなられた被災者の遺族であることが分かる資料（被災者とご遺族の関係が分かる戸籍謄本な

	<p>ど)も併せて提出してください。</p> <p>○ 委任状は、その複写物(コピー)の提出は認められません。</p>
--	---

Q5 「労災支給決定等情報提供サービス」を利用すると、どのような情報が提供されますか。また、どのようなメリットがありますか。

A 「労災支給決定等情報提供サービス」で提供される情報は、被災者の方が労災保険給付等の支給決定に係る調査結果復命書等に記載された情報(以下「労災支給決定等情報」という。)のうち、建設アスベスト給付金の請求に必要と認められる情報をわかりやすく加工して提供するものです。

具体的には、被災者の情報(氏名、生年月日、(亡くなっている場合には死亡年月日))、労災保険等の支給決定状況(請求の種類別、決定年月日、罹患した疾病名、疾病の診断日等)、喫煙の習慣に関する情報、就労歴及び石綿ばく露作業従事期間等に関する情報(事業場名、所在地、作業の種類、石綿ばく露作業従事期間等)などを提供します。

このサービスを利用することにより、建設アスベスト給付金の請求に必要な情報を簡単に把握することができ、請求書の記載に利用することができます。

※また、現在、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則案のパブリックコメントを実施しており、その結果次第では、請求書の添付資料の省略も可能となります。

Q6 「労災支給決定等情報提供サービス」の利用申請をすれば、必ず労災支給決定等情報が送付されてくるのでしょうか。

A 「労災支給決定等情報提供サービス」の利用申請をしていただいても、厚生労働省労働基準局労災管理課 建設アスベスト給付金担当において都道府県労働局に確認の上、現に提供できる

データがない場合には、情報を提供することができない旨回答させていただく場合がありますので、ご了承ください。

Q7 「労災支給決定等情報提供サービス」の利用申請をしてから、情報が送られてくるまでどれくらいの期間がかかりますか。

A 建設アスベスト給付金法の施行後、建設アスベスト給付金のお知らせや請求書と併せて、順次お送りする予定です（情報を提供することができない場合は、その旨通知します）。

なお、建設アスベスト給付金法の施行日は、法律の公布の日（令和3年6月16日）から1年以内で政令で定める日とされており、施行日が定まりましたら、厚生労働省ホームページ上などでお知らせいたします。

また、サービス開始時には、申請が集中することも想定され、送付までにお時間をいただくこともあろうかと思いますが、ご理解のほどよろしくお願ひします。

Q8 「労災支給決定等情報提供サービス」の利用料はかかるのでしょうか。

A 本サービスの申請は無料でご利用できますので、活用をご検討ください。

ただし、申請書を送付いただく費用（郵便代金）はご負担いただきます。

Q9 給付金の請求には「労災支給決定等情報提供サービス」を必ず利用する必要があるのでしょうか。

A 給付金の請求に、あらかじめ「労災支給決定等情報提供サービス」の提供を受けることは必ずしも必要ではありませんが、このサービスを利用することにより、建設アスベスト給付金の請求に必要な情報を簡単に把握することができ、請求書の記載に利用することができるなどのメリット（※）がありますので、本サービスの活用についてご検討ください。

※現在、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則案のパ

ブリックコメントを実施しており、その結果次第では、請求書の添付資料の省略も可能となります。

Q10 給付金を今すぐ請求したいと考えているが、請求は可能でしょうか。

A 建設アスベスト給付金法によると、支給手続き等については厚生労働省令で定めるものとされており、現時点で給付金制度の請求手続きは未定ですが、詳細を検討の上、公表する予定ですので、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

Q11 建設アスベスト給付金の請求書類等の公表や給付金の請求の受付開始はいつからですか。

A 建設アスベスト給付金法が施行され次第、請求書類等の公表や建設アスベスト給付金の請求の受付を開始する予定です。建設アスベスト給付金法の施行日は、法律の公布の日（令和3年6月16日）から1年以内で政令で定める日とされており、施行日が定まりましたら、厚生労働省ホームページ上などでお知らせいたします。

Q12 「労災支給決定等情報提供サービス」には受付期限はありますか。

A 労災支給決定等情報提供サービスの受付終了日は未定です。同サービスの受付の終了や期限が決まった際には、厚生労働省HPにてお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

Q13 「労災支給決定等情報提供サービス」に関する問い合わせはどこに行えばよいですか。

A 次のとおりです。

労災保険相談ダイヤル 0570-006031

月曜日～金曜日 8:30～17:15

(土・日・祝日・年末年始はお休みします)

※ ご利用の際は、通話料がかかります。IP電話など、一部の電話からはご利用になれません。

※ ご相談時点で、具体的な内容が決まっていないものについては、お答えできない場合がありますので、予めご了承をお願いします。

以上